

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策 —感染リスクに応じた地域区分と各区分における制限措置—

主任調査員 総合調査室 芦田 淳

* 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて地域を区分する際の法律上の要件、及び各区分において想定されている主な制限措置について紹介する。

1 地域区分の要件

イタリアにおける新型コロナウイルス感染症対策は、主として緊急法律命令¹と、それを実施するための首相令等により行われている。2020年秋以降、首相令を直接の根拠として、全国を感染リスクの程度によって3段階に区分し、最もリスクの高い州には、労働上の必要性等に基づくものを除き州内移動を禁止するなどの制限措置が講じられてきた²。

これに対して、2021年2月23日緊急法律命令第15号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の抑止のための国内移動に関する追加緊急規定」³（以下「15号命令」）は、上述した地域区分を4段階に改めるとともに、その規定自体に当該区分の要件を盛り込んだ。①ホワイトゾーン：住民10万人当たりの1週間の感染件数が50未満の状態が3週間連続しており、シナリオ1（感染が局所的で2020年7月～8月期と本質的に変わらず、州の実効再生産数(Rt)⁴が1を超えることが1か月未満等の場合）⁵に区分され、リスクの程度が低い州、②オレンジゾーン：住民10万人当たりの1週間の感染件数が50を超えており、シナリオ2（感染が持続的かつ広範であるが短中期的に医療制度が運営可能であり、州のRtが規則的かつ有意に1～1.25等の場合）に区分され、リスクの程度が中以上か、又はシナリオ1に区分され、リスクの程度が高い州、③レッドゾーン：住民10万人当たりの1週間の感染件数が50を超えており、シナリオ3（感染が持続的かつ広範で中期的に医療制度の維持にリスクがあり、州のRtが規則的かつ有意に1.25～1.5等の場合）に区分され、リスクの程度が中以上の州、④イエローゾー

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

² 2020年11月3日首相令「『新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に対抗するための緊急措置』に関する2020年5月25日法律第35号により改正を伴い法律に転換された2020年3月25日緊急法律命令第19号及び『新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に対抗するための追加緊急措置』に関する2020年7月14日法律第74号により改正を伴い法律に転換された2020年5月16日緊急法律命令第33号の追加実施規定」(D.P.C.M. 3 novembre 2020, Ulteriori disposizioni attuative del decreto-legge 25 marzo 2020, n.19, convertito, con modificazioni, dalla legge 25 maggio 2020, n.35, recante «Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19», e del decreto-legge 16 maggio 2020, n.33, convertito, con modificazioni, dalla legge 14 luglio 2020, n.74, recante «Ulteriori misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19».) <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/11/04/20A06109/sg>> 等に基づく。

³ D.L. 23 febbraio 2021, n.15, Ulteriori disposizioni urgenti in materia di spostamenti sul territorio nazionale per il contenimento dell'emergenza epidemiologica da COVID-19. 以下、URLを表記していない法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>) を参照した。

⁴ 実効再生産数 (Rt) とは、既に感染が拡大している環境下のある時間 t において、1人の感染者が平均して何名の二次感染者を発生させるかを推定する値である。Rt が 1 を超えると感染の流行が持続していることを示すとされる。宮原麗子ほか「新型コロナウイルス感染症の感染性」『病原微生物検出情報月報 (国立感染症研究所)』Vol.4 2, No.2, 2021.2, p.5.

⁵ 後述する他のシナリオも含め、Ministero della Salute - Istituto Superiore di Sanità, “Prevenzione e risposta a COVID-19: evoluzione della strategia e pianificazione nella fase di transizione per il periodo autunno-invernale,” 12 ottobre 2020, pp.20-21 <https://www.iss.it/monografie/-/asset_publisher/xMmWlh34K1VK/content/id/5492235> に基づく。

ン：①から③の要件に合致しない州とされる（第1条）。

その後、2021年3月12日法律第29号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の抑止及び予防並びに2021年の選挙実施に関する追加緊急規定に係る2021年1月14日緊急法律命令第2号の改正を伴う法律への転換」⁶（以下「29号法」）により15号命令自体は廃止されたものの、上述した要件は29号法により維持されている。

2 各区分における主な制限措置

2021年2月13日に発足したドラギ（Mario Draghi）政権は、同年3月2日、新型コロナウイルス感染症対策のための首相令⁷を制定した。この首相令は、全57か条から成り、一部の規定を除いて2021年3月6日から適用された。当該対策のための制限措置は、ホワイト、イエロー、オレンジ、レッドの順で厳しくなっている。ホワイトゾーンに対しては、住居を除く閉鎖空間でのマスク着用義務（第1条）のほか、屋内外を問わず人の密集を招くイベントの中止（第7条）等が定められるにとどまっている。主な制限措置には、次のようなものがある。

(1) 移動の制限

2021年3月27日まで、労働上の必要性等に基づくものを除いて、全国で州間移動を禁止し（第2条）、レッドゾーンにおいては州内の移動も禁止する（第40条）。

(2) 学校に対する制限

レッドゾーンでは、全ての学校において対面方式の教育活動を中止する（第43条）。ただし、障害のある生徒等については、当該活動を行うことが認められる（同条）。オレンジ及びイエローゾーンにおいて、州知事は、①変異株のリスクのために厳格な隔離措置を講じた地域、②住民10万人当たりの1週間の感染件数が250を超えた地域、又は③疫学的状況が顕著に悪化した場合に対して、対面方式の教育活動を中止することができる（第21条及び第34条）。

(3) 文化的な施設等に対する制限

イエローゾーンでは、博物館等の文化的な施設の開館を、入場制限を行った上で平日に可能とし、3月27日以降は土曜日及び休日にも認める（第14条）。また、同日以降、同ゾーンにおいて、予約制かつ対人距離を確保した上で、劇場及び映画館の再開を認める（第15条）。劇場等の収容人数は、定員の25%までとし、屋外の場合は400人、屋内の場合は200人を上限とする（同条）。レッド及びオレンジゾーンでは、予約制でサービスを提供する図書館及び文書館のみ、感染防止措置を遵守した上で開館が認められる（第36条及び第42条）。スポーツジム及びプール等は、ホワイトゾーンを除いて閉鎖する（第17条、第34条及び第41条）。

⁶ L. 12 marzo 2021, n.29, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 14 gennaio 2021, n.2, recante ulteriori disposizioni urgenti in materia di contenimento e prevenzione dell'emergenza epidemiologica da COVID-19 e di svolgimento delle elezioni per l'anno 2021.

⁷ 2021年3月2日首相令「『新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に対抗するための緊急措置』に関する2020年5月25日法律第35号により改正を伴い法律に転換された2020年3月25日緊急法律命令第19号、『新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に対抗するための追加緊急措置』に関する2020年7月14日法律第74号により改正を伴い法律に転換された2020年5月16日緊急法律命令第33号及び『新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の抑止のための国内移動に関する追加緊急規定』に関する2021年2月23日緊急法律命令第15号の追加実施規定」(D.P.C.M. 2 marzo 2021, Ulteriori disposizioni attuative del decreto-legge 25 marzo 2020, n.19, convertito, con modificazioni, dalla legge 22 maggio 2020, n.35, recante «Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19», del decreto-legge 16 maggio 2020, n.33, convertito, con modificazioni, dalla legge 14 luglio 2020, n.74, recante «Ulteriori misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19», e del decreto-legge 23 febbraio 2021, n.15, recante «Ulteriori disposizioni urgenti in materia di spostamenti sul territorio nazionale per il contenimento dell'emergenza epidemiologica da COVID-19».) <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2021/03/02/21A01331/sg>> 以下の記述に関しては、「Covid-19, il Presidente Draghi firma il Dpcm 2 marzo 2021,」2 marzo 2021. Governo Italiano website <<https://www.governo.it/node/16343>> を参照した。